

各位

公益社団法人全国産業資源循環連合会

2019 年発行「改訂版産業廃棄物最終処分場維持管理マニュアル」（改訂 2019 年 8 月 30 日）において、次の誤りがございました。謹んでお詫び申し上げ、ここに訂正いたします。

改訂版産業廃棄物最終処分場維持管理マニュアル 正誤表

頁	誤	正
3 頁	都市環境プランニング株式会社	都市環境プランニング
4 項	3-2-6 場内設備	3-2-6 場内整備
33 頁	3. 検査後の処置 展開検査報告書(様式 2-9-2)	搬入検査報告書(様式 2-9-2)
50 頁	3.留意すべき廃棄物等の適正処理 ・留意すべき廃棄物（廃石綿、	(下線部を追加) ・留意すべき廃棄物（廃石綿等、
60 頁 (7 行目)	表 3-4 ヒヤリハット事例 重機 対策例 法面部か崩壊して	法面部が崩壊して
62 頁	表 3-5 定期管理の作業項目 (8)機材点検・洗浄作業	(8)機材点検・清掃作業
76 頁	3-2-6 場内設備 ③展開検査設備	3-2-6 場内整備 ③展開検査設備 (安定型最終処分場のみ)
94 頁 (矢印の中)	図 3-17 連絡体系図(例) ①連結	①連絡
104 頁	表 3-28 水銀廃棄物の分類等の概要	(本表の裏面に記載)
107 頁 (3 行目)	(1)目的 設備に則した定期的な測定が望ましい。	(1)目的 設備に則した定期的な測定を行うこと。
122 頁	図 4-8 (b) 凍結防止剤の影響がある場合 上流側▲..... (図：赤点線) 下流側 —▲— (図：青実線)	(上流側と下流側の表記が逆) 下流側 —▲— (図：青実線) 上流側▲..... (図：赤点線)
126 頁 (6 行目)	これらのガス発生量は、ガスを発生源である有機物量に応じて減少することから	これらのガス発生量は、ガスの発生源である有機物量に応じて減少することから
129 頁	②廃棄物層内の温度測定による評価事例 折れ線グラフタイトル 角層埋立終了からの経過年数	各層埋立終了からの経過年数
138 頁	表 5-4 貯留構造物の主な損傷要因(例) ②質条件に起因するもの	②地質条件に起因するもの
157 頁	②定期管理(1 回/週～1 回/月) 物理化学処理系 主な管理項目 活性炭の点検(破過具合、目詰まり状況(差圧の確認)等の把握、交換)、目詰まり状況(差圧の確認)	(下線部を削除)
181 頁	留意事項 ①・・・保有水等の水質検査、結果が	留意事項 ①・・・保有水等の水質検査の結果が

修正箇所：表内の () 2 箇所の表示位置を修正

表 3-28 水銀廃棄物の分類等の概要

水銀廃棄物の分類	対象	取扱いに注意が必要な事項 (主要なもの)								
① 水銀使用製品産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったもの 	<ul style="list-style-type: none"> 安定型最終処分場への埋立禁止 一部の水銀使用製品産業廃棄物は、水銀の回収義務付け 「水銀使用製品産業廃棄物」は水銀回収後であっても、安定型最終処分場への埋立禁止（卒業基準なし） 								
② 水銀汚染物	<p>水銀含有ばいじん等</p> <ul style="list-style-type: none"> 水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は鉱さい 水銀汚染物のうち、特別管理産業廃棄物に該当するものは、水銀含有ばいじん等には該当しない <p>(水銀含有の基準)</p> <table border="1" data-bbox="387 949 866 1099"> <tr> <td data-bbox="387 949 608 1023">燃え殻、鉱さい、ばいじん・汚泥</td> <td data-bbox="608 949 866 1023">水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1023 608 1099">廃酸・廃アルカリ</td> <td data-bbox="608 1023 866 1099">水銀を 15mg/L を超えて含有するもの</td> </tr> </table>	燃え殻、鉱さい、ばいじん・汚泥	水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの	廃酸・廃アルカリ	水銀を 15mg/L を超えて含有するもの	<ul style="list-style-type: none"> 水銀を一定以上含む水銀含有ばいじん等は、水銀の回収義務付け <p>(水銀回収の基準)</p> <table border="1" data-bbox="890 799 1369 1023"> <tr> <td data-bbox="890 799 1121 911">燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥</td> <td data-bbox="1121 799 1369 911">水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 911 1121 1023">廃酸・廃アルカリ</td> <td data-bbox="1121 911 1369 1023">水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの</td> </tr> </table>	燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの	廃酸・廃アルカリ	水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの
	燃え殻、鉱さい、ばいじん・汚泥	水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの								
廃酸・廃アルカリ	水銀を 15mg/L を超えて含有するもの									
燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの									
廃酸・廃アルカリ	水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの									
水銀を含む特別管理産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> 水銀汚染物のうち、次の条件に該当するもの <p>(特別管理産業廃棄物の対象)</p> <table border="1" data-bbox="387 1240 866 1541"> <tr> <td data-bbox="387 1240 608 1391">鉱さい*、ばいじん、汚泥</td> <td data-bbox="608 1240 866 1391">特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が 0.005mg/L を超えるもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1391 608 1541">廃酸・廃アルカリ</td> <td data-bbox="608 1391 866 1541">特定施設から排出されるもので、水銀の含有量が 0.05mg/L を超えるもの</td> </tr> </table> <p>※鉱さいは特定施設の限定なし</p>	鉱さい*、ばいじん、汚泥	特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が 0.005mg/L を超えるもの	廃酸・廃アルカリ	特定施設から排出されるもので、水銀の含有量が 0.05mg/L を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 水銀を一定以上含む特別管理産業廃棄物は、水銀の回収義務付け <p>(水銀回収の基準)</p> <table border="1" data-bbox="890 1240 1369 1464"> <tr> <td data-bbox="890 1240 1121 1352">鉱さい、ばいじん、汚泥</td> <td data-bbox="1121 1240 1369 1352">水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 1352 1121 1464">廃酸・廃アルカリ</td> <td data-bbox="1121 1352 1369 1464">水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの</td> </tr> </table>	鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの	廃酸・廃アルカリ	水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの
鉱さい*、ばいじん、汚泥	特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が 0.005mg/L を超えるもの									
廃酸・廃アルカリ	特定施設から排出されるもので、水銀の含有量が 0.05mg/L を超えるもの									
鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀を 1,000mg/kg 以上含有するもの									
廃酸・廃アルカリ	水銀を 1,000mg/L 以上含有するもの									
③ 廃金属水銀等	<p>特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入されたものを除く）及び、水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分する場合、予め水銀を硫化、固型化 廃水銀等処理物は、埋立判定基準により遮断型又は追加的措置をした管理型最終処分場で処分 								